

## ◎測量・建設コンサルタント等業務の変更届について

入札参加資格認定後、申請内容に変更が生じた場合には、下記により、遅滞なく変更届を提出してください。  
なお、変更前の届出はできませんので、必ず変更後に提出をお願いします。

### 1. 届出が必要な事項及び添付書類

- 書面に変更手続きをする場合は、「変更届」及び「添付書類」を郵送又は持参により提出してください。
- 電子申請により資格審査受付システムから変更手続きをする場合は、次の書類を郵送又は持参により提出してください。（電子申請の場合も書面での提出が必要）  
「変更届」及び「変更等届出送信完了兼受付票」(システムから出力したもの)  
※添付書類については、システム上に添付するか、書面により提出してください。  
ただし、「委任状」については書面での提出が必要です。

### 2. 注意点

- 希望業種(分野及び部門)の追加、委任先を新規に追加登録する場合や委任先の営業所を変更登録する場合は、別途定められた追加申請期間に申請を行う必要があります。（追加申請期間に随時受け付けますが、原則として3か月ごとの審査・認定になります）
- 届出が必要な事項の変更があったにもかかわらず、変更届を提出しない場合は、建設工事指名除外基準規程による指名除外の対象になる場合があります。

### 3. 届出が不要な変更の例

- 代表者以外の役員の変更
- 決算、資本金、使用印鑑の変更

### 【届出が必要な事項及び添付書類の一覧】

区分	項目	変更届への添付書類
会社基本情報	本店所在地	・登記事項証明書(写し)
	商号・名称	・登記事項証明書(写し)
	代表者氏名	・登記事項証明書(写し)
	郵便番号	添付書類は不要
	電話番号	添付書類は不要
	FAX番号	添付書類は不要
	Eメールアドレス	添付書類は不要
登録情報	国の建設コンサル部門登録の追加, 削除 (資格認定された部門)	・登録又は削除通知書(写し)
	国の地質調査業者登録の追加, 削除 (資格認定された部門)	・登録又は削除通知書(写し)
	国の補償コンサル部門登録の追加, 削除 (資格認定された部門)	・登録又は削除通知書(写し)

区分	項目	変更届への添付書類
委任先の営業所情報	所在地	添付書類は不要
	営業所名	添付書類は不要
	受任者氏名	・委任状 ※電子申請の場合も書面での提出が必要
	郵便番号	添付書類は不要
	電話番号	添付書類は不要
	FAX番号	添付書類は不要
	Eメールアドレス	添付書類は不要
	廃止	添付書類は不要
	委任先の新規・追加登録 委任先の営業所を変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業所一覧表(電子申請の場合は不要)</li> <li>・委任状 (電子申請の場合も書面での提出が必要)</li> <li>※追加申請期間での登録になります。</li> </ul>
	変更届全般(電子申請時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届 ※電子申請の場合も書面での提出が必要</li> <li>・送信完了兼受付票(システムから出力したもの)</li> </ul>
	廃業・取り下げ	添付書類は不要